



栃木県公報

平成30年
3月30日(金)
号外
第29号

目次

○栃木県県税条例施行規則の一部改正	1
○指定管理者の指定期間の変更	3
○公の施設の使用料の徴収事務の委託	3

規 則

栃木県規則第三十二号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成十七年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>（条例第百十八条第一項の中古車販売業者で規則で定めるもの等）</p> <p>第二十条 条例第百十八条第一項の中古車販売業者で規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法二十二条の二十八第一項の規定により通告処分 <u>を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していること。</u></p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>（文書等の様式）</p> <p>第二十四条 次の表の上欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="212 1951 802 2101"> <tr> <th>文書等の種類</th> <th>様式</th> </tr> <tr> <td>一～三十 略</td> <td></td> </tr> </table>	文書等の種類	様式	一～三十 略		<p>（条例第百十八条第一項の中古車販売業者で規則で定めるもの等）</p> <p>第二十条 条例第百十八条第一項の中古車販売業者で規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯 <u>則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していること。</u></p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>（文書等の様式）</p> <p>第二十四条 次の表の上欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="852 1951 1442 2101"> <tr> <th>文書等の種類</th> <th>様式</th> </tr> <tr> <td>一～三十 略</td> <td></td> </tr> </table>	文書等の種類	様式	一～三十 略	
文書等の種類	様式								
一～三十 略									
文書等の種類	様式								
一～三十 略									

三十一 削除		三十一 納付済通知書	別記様式第三十一号
三十二〜六十八 略		三十二〜六十八 略	
六十九 不動産取得税に係る家屋附帯設備価額申出(還付申請)書(条例第七十三条第六項及び法第七十三条の二第八項の規定による申出又は還付申請書)	略	六十九 不動産取得税に係る家屋附帯設備価額申出(還付申請)書(条例第七十三条第六項及び法第七十三条の二第七項の規定による申出又は還付申請書)	略
七十〜九十三 略		七十〜九十三 略	
九十四及び九十五 削除		九十四 削除	
九十六〜百四十 略		九十五 自動車税納付済通知書	別記様式第九十五号
		九十六〜百四十 略	

別記様式第三十一号を次のように改める。

別記様式第31号 削除

別記様式第七十三号中

既存住宅の取得予定日		既存住宅の新築年月日		を に改める。
既存住宅の取得予定日		既存住宅の新築年月日		
耐震改修完了予定日		居住開始予定日		

る。

別記様式第七十四号中

地方税法附則第11条の4第4項	を	地方税法附則第11条の4第4項又は第6項	に改める。
-----------------	---	----------------------	-------

別記様式第七十五号中

地方税法附則第11条の4第5項	を	地方税法附則第11条の4第5項又は第7項	に改める。
-----------------	---	----------------------	-------

別記様式第九十四号及び別記様式第九十五号を次のように改める。

別記様式第94号及び別記様式第95号 削除

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第一号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五五年法律第二百二十六号）において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による通告の旨を履行した日から三年を経過していない者及びこの規則の施行の日以後に改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた通告処分を受けた者に対する栃木県県税条例施行規則第二十条第一項第二号の規定の適用については、改正後の同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、相当の間、所要の補正をして使用することができる。

(税務課)

告 示

栃木県告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者の指定期間を変更したので、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

栃木県知事 福田 富一

施設の名 称	指定管理者の名称及びその代表者又は管理人の氏名	変 更 前	変 更 後
栃木県産業会館	一般社団法人栃木県産業会館 会長 関 口 快 流	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成31年3月31日まで

栃木県告示第176号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり公の施設の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月30日

栃木県知事 福田 富一

公の施設 の 名 称	委 託 を 受 け た 者		委 託 事 務 の 内 容	委 託 期 間	所 管 課
	主たる事務所の所在地	名 称			
栃木県産業会館	宇都宮市中央三丁目1番4号	一般社団法人栃木県産業会館	栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例（昭和56年栃木県条例第20号）第8条に規定する使用料の徴収事務	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	産業労働観光部 産業政策課

(産業政策課)